

## ○岡谷市医師確保就業支援助成金条例

平成 23 年 3 月 16 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長が指定する市内の医療機関(以下「指定医療機関」という。)において新たに医師としてその業務に従事しようとする者に対し、医師確保就業支援助成金(以下「助成金」という。)を支給することより、市内における医師の確保を図り、もって地域の医療の推進及び市民の健康、生命を守ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金を受けることができる者は、長野県外から転入した者で、新たに指定医療機関で市長が定める診療科の医師としてその業務に従事する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等からの派遣により採用される者でないこと。
- (2) 他の地方公共団体から同種の助成又は貸与等を受けていないこと。
- (3) 岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 41 年岡谷市条例第 3 号)の規定に基づく資金の貸付を受け、かつ、償還の免除を受けていない者
- (4) その他市長がこの条例の目的を達成される見込みがあると認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者に対しては、助成金を支給することができる。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、300 万円以内で、市長が別に定める額とする。

(申請)

第 4 条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(決定の取消し)

第 6 条 市長は、助成金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が定める期間を経過する前に指定医療機関の医師として従事しなくなったとき。

(2) その他助成金を受ける者として不相当と認められたとき。

(助成金の返還等)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

(1) 前条の規定により助成金の支給の決定を取り消されたとき。

(2) その他助成金の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

2 市長は、受給者に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、助成金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。